

# 子ども手当のお知らせ

子ども手当が4月1日から始まりました。中学校を卒業するまでの子ども（満15歳以後の最初の3月31日までの子ども）に手当が支給されます。子ども手当の支給を受けるために、申請手続きが必要なかたと必要がないかたがいますのでご注意ください。

## ■手当の額

子ども一人につき月額1万3千円（平成22年度）

## ■支給方法

年3回（6月、10月、2月）で、前月分までの手当を支給します。

※原則として金融機関への口座振込となります。

## ■受給資格者・申請手続きの有無

- ▶本市に住所を有し、子どもを監護し、生計を同一にする父または母など
- ▶父母に養育されていない子どもを監護し、生計を維持しているかた



申請の必要なかた	▶中学2年生、3年生の保護者（3月まで児童手当を受給していたかたも含まれます） ▶3月まで児童手当を受給していなかったかた ※所得限度額超過などにより、児童手当を受給していなかったかたです。
申請の必要がないかた	▶3月まで児童手当を受給していたかた ※中学1年生の保護者で児童手当を受給していたかたを含みます。 ▶公務員のかた（勤務先から支給されるため、勤務先にお問い合わせください）

※「子ども手当認定請求書」または「子ども手当額改定認定請求書」は、4月中旬に該当する世帯へ郵送しています。申請の必要なかたで、まだ届いていない場合は、速やかにお問い合わせください。

※公務員のかたにも郵送しておりますが、申請の必要はありません。

## ■申請方法（必要な書類）

子ども手当認定請求書が送られてきたかた	▶子ども手当認定請求書 ▶受給資格者が、厚生年金などのサラリーマンが加入する年金制度に加入している場合は、健康保険被保険者証の写しなど（会社が発行した年金加入証明書でも可） ▶受給資格者の金融機関の口座番号が確認できる書類（預貯金通帳の写しなど）
子ども手当額改定認定請求書が送られてきたかた	▶子ども手当額改定認定請求書

※9月30日(木)までに申請すると4月分から受給できます。10月以降に申請すると4月分から申請月分までは、子ども手当の受給対象となりませんのでご注意ください。

## ■手当の寄附

子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、本市の子ども・子育て支援の事業に活かしてほしいというかたは、寄附を行う手続きもあります。

問い合わせ先 福祉課児童家庭係（☎235111内線256）

# 国民健康保険税の軽減措置についてお知らせします

4月1日から「倒産・解雇などによる離職」「雇い止めなどによる離職」をされたかたの国民健康保険税を軽減する制度が始まります。

## ■対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において、失業等給付を受けるかたです。

- ①雇用保険の特定受給資格者（例倒産・解雇などによる離職）
- ②雇用保険の特定理由離職者（例雇い止めなどによる離職）

## ■軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその100分の30とみなして算定します。

## ■軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

## ■制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職されたかたは、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。ただし、平成21年度分の国民健康保険税は、軽減の対象となりません。

## ■申請が必要ですか？

軽減を受けるには、申告書を提出することが必要です。また、申告書を提出するときは、ハローワーク（公共職業安定所）が発行する「雇用保険受給資格者証」が必要です。

問い合わせ先 国保年金課国保税係（☎235111内線243）